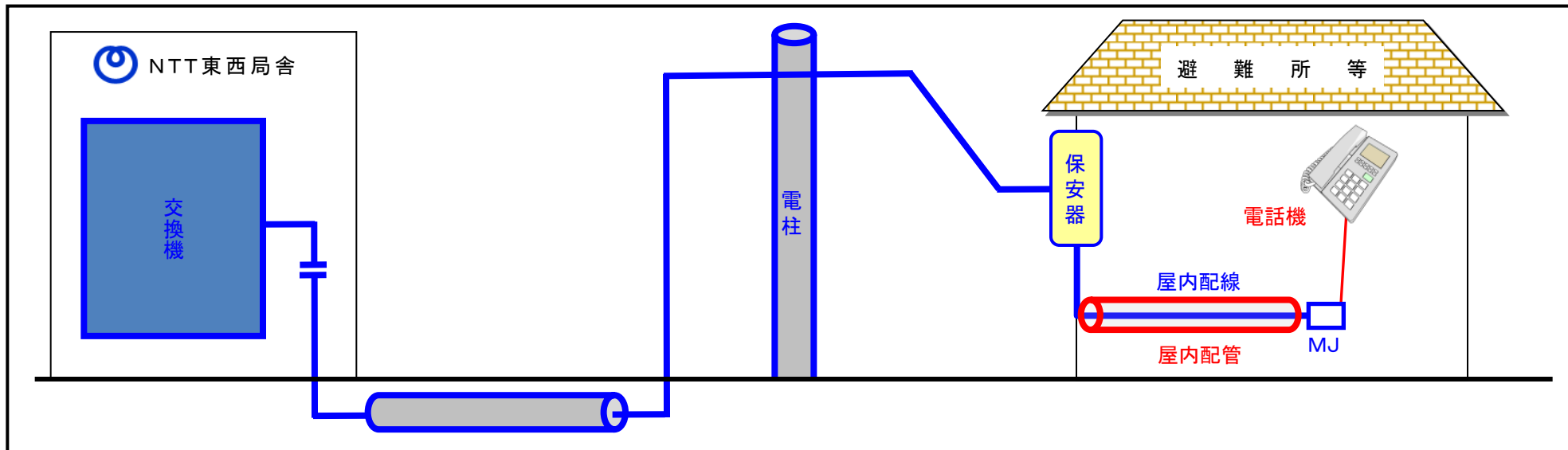


特設公衆電話について

特設公衆電話の概要

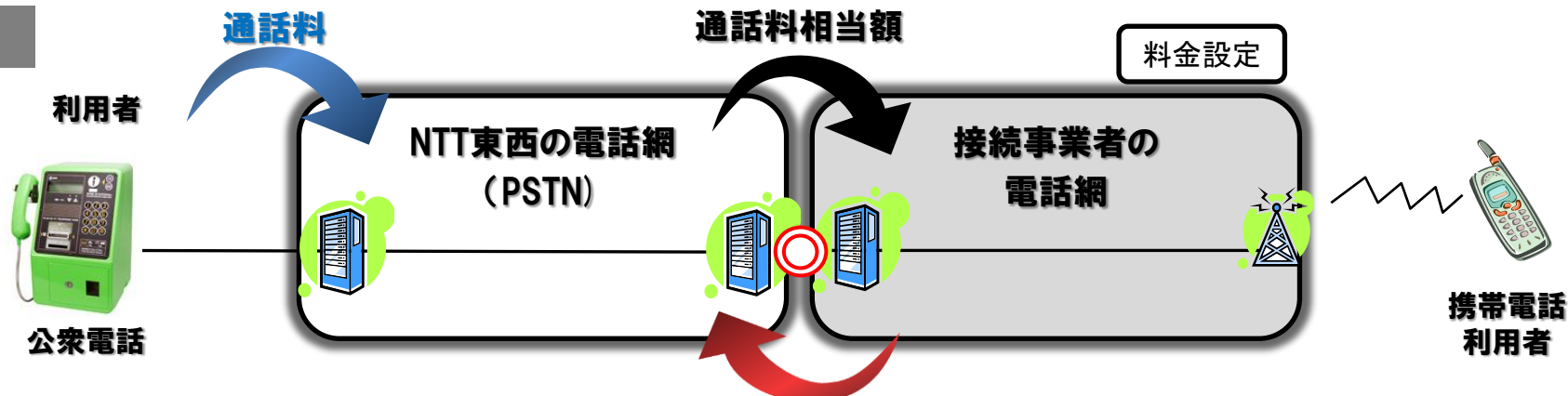
- 特設公衆電話は、災害発生時等の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話。
- 従来は、災害等発生後に設置する「事後設置型」が主流であった。
- 東日本大震災後は、災害発生後に速やかに利用できるよう、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」の特設公衆電話の設置が進められている。

設置イメージ



平成25年度における特設公衆電話の費用の負担方法(公衆電話の接続料原価への算入)

公衆電話

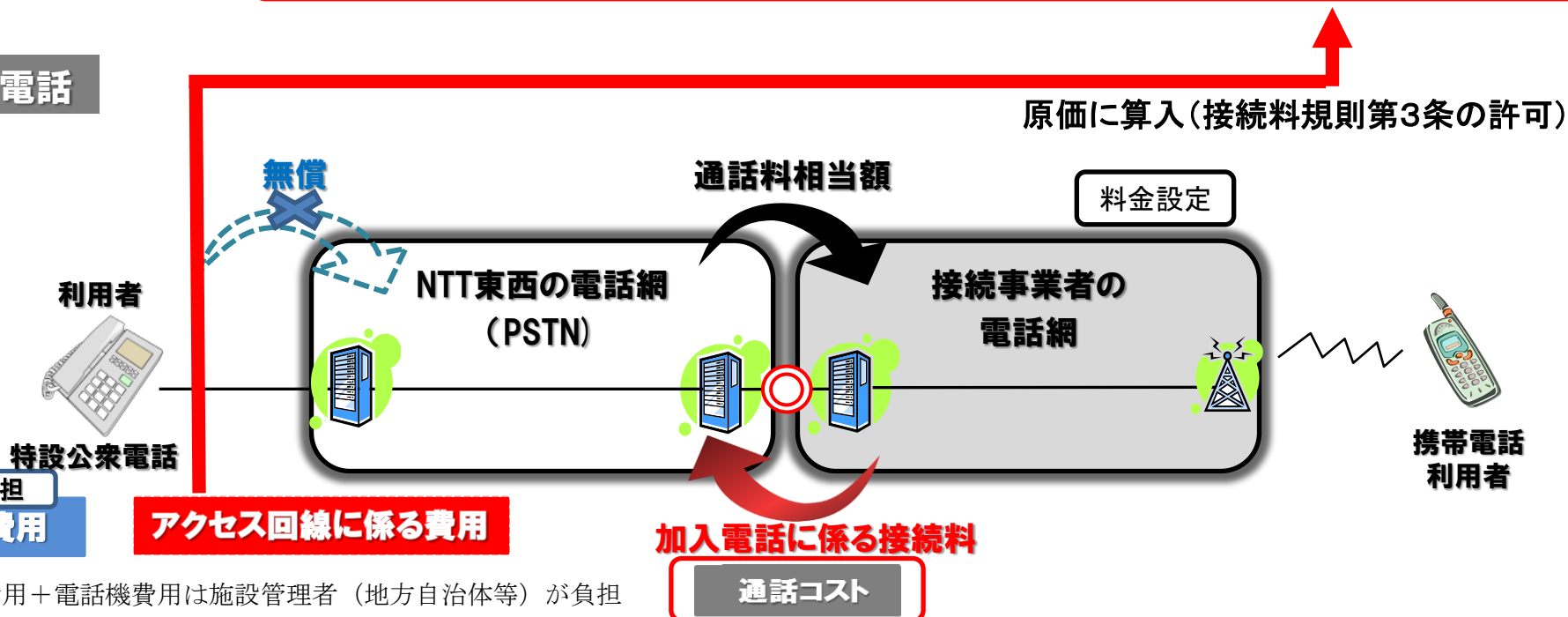


公衆電話に係る接続料: 暫定的に認可することが適当(審議会答申)

※公衆電話の設置工事費用には、
公衆電話機費用含む

設置工事費用 + アクセス回線に係る費用 + 通話コスト + アクセス回線に係る費用

特設公衆電話



原価に算入(接続料規則第3条の許可)

NTT東西負担
設置工事費用

アクセス回線に係る費用

加入電話に係る接続料

通話コスト

※屋内配管の費用+電話機費用は施設管理者(地方自治体等)が負担

平成25年度接続料認可申請に関する情報通信行政・郵政行政審議会答申(抜粋)

○ 平成25年度接続料については、公衆電話機能の接続料原価における特設公衆電話に係る費用の割合は、2.2%以下である。このため、仮に特設公衆電話に係る費用が公衆電話料金に転嫁されるとしても、公衆電話料金への影響は限定的。また、平成25年度接続料において、特設公衆電話に係る費用の公衆電話機能の接続料原価への算入を認めない場合、特設公衆電話の設置が進まないおそれがある。以上から、平成25年度接続料においては、特設公衆電話に係る費用を公衆電話機能の接続料原価に算入することについては、上記再算定を行った場合にはこれを**暫定的に認可することが適当**。

○ 今後も本件方法による場合には、公衆電話機能の接続料原価に占める特設公衆電話に係る費用の割合も上昇し、公衆電話料金への影響が大きくなる可能性がある。また、関係事業者からは、負担方法について検討が必要との意見が示されている。よって、**NTT東西において、関係事業者との間で、公衆電話の利用者料金のみ**に転嫁されないように留意しつつ、**接続料以外の方法も含め、特設公衆電話に係る費用の負担方法について検討し、平成25年9月末までにその結果を総務省に報告し、公表することが適当**。

⇒4ページ参照

○ 特設公衆電話は接続事業者も一定の負担を行うことにより維持されるものとなること、また、特設公衆電話の設置の考え方等については、防災対策の観点からも、明らかになっていることが望ましいと考えられることから、**NTT東西において、平成25年6月末までに特設公衆電話の設置の考え方、設置台数及び設置見込を総務省に報告し、その内容について関係事業者の開示**するとともに、**関係事業者の意見を踏まえつつ、特設公衆電話の設置の考え方及び設置見込等について検討し、同年9月末までに、その結果を総務省に報告し、公表することが適当**。

⇒5ページ参照

- 審議会からの答申(平成25年3月29日)を受け、総務省は、同日、NTT東西に対し、検討や報告を要請。
- NTT東西は、要請を踏まえ、平成25年5月から、関係事業者32社と7回の協議を実施し、報告書を取りまとめ。

特設公衆電話に係る費用の負担方法(事業者間協議の結果概要)

	案1	案2	案3	案4
案の概要	・接続制度を利用して、公衆電話接続料として負担	・接続制度を利用して、GC接続料として負担	・電気通信番号数に応じて事業者間で任意に負担	・案1と案3の折衷案
事業者協議の結論	・本案の採用について、全事業者の意見が合致	・全事業者による合意は困難 (理由) ・公衆電話接続料はアクセス回線部分の費用も含めて接続料原価を算定している。一方、端末系交換機に係る接続料は、トラヒックに連動する費用により接続料原価を算定している。このため、従来の端末系交換機に係る接続料の算定に係る考え方との親和性が相対的に低い等	・全事業者による合意は困難 (理由) ・関係事業者間の合意に基づく自主的な費用負担になるため、<u>安定的かつ継続的な負担を実現するという面で適切でない</u>等	・全事業者による合意は困難(案3に記載の理由と同様の理由)

- 引き続き、公衆電話接続料により公衆電話の料金設定事業者が負担する方法を継続することで、全事業者の意見が合致。
- 特設公衆電話のアクセス回線に係る費用を公衆電話接続料で負担することになったとしても、それを理由として公衆電話の利用者料金を値上げすることが審議会答申の趣旨に反していることは事業者間で理解。
- NTT東西においては、公衆電話の利用者料金設定事業者を代表して、各事業者が設定する公衆電話利用者料金の水準に係る取りまとめ資料を作成し、総務省に報告するとともに公表する予定。

- 原則として、①国民保護法等に基づき指定された避難場所のうち、各市区町村から設置要望があった避難所、②大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した公共施設等のうち、地震帰宅困難者対策協議会等からの設置要望があり、かつ、NTT東西との設置協議が調った施設を対象に事前設置。
- NTT東西から提示された設置の考え方等について、関係事業者から特段の反対は示されていない。

1. 事前設置の考え方

区分	設置対象	主な対象施設	設置の考え方
①避難所	原則、国民保護法及び国民保護法施行令に基づいて都道府県知事が指定した避難場所(学校・公民館等)のうち、各市区町村から設置要望のあった避難所	小中学校 公民館 等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体と協議の上決定
②都市部における帰宅困難者対策拠点	原則、大量の帰宅困難者の発生が想定されるエリアにおいて自治体等が指定した施設(公共施設、駅等)※のうち、地震帰宅困難者対策協議会または自治体等から設置要望があり、かつ、NTT東西と設置に関する協議が調った施設	公共施設 駅 等	施設収容人員100名あたり1台を基本とし、自治体・施設管理者等と協議の上決定 〔ただし、駅等、既に街頭公衆電話が相当数設置されている施設については、街頭公衆電話の設置状況等を踏まえて、設置要否や必要台数等を判断〕

※現時点では、NTT東日本は「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」(東京都等)における「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」に規定される施設等を対象としている。
NTT西日本は「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」(大阪市)と対応を協議中。

2. 事前設置実績(平成24年度末)

NTT東日本: 4,250箇所、11,343台 NTT西日本: 2,534箇所、 6,201台

3. 事前設置見込み(平成28年度末)

NTT東日本: 24,500箇所、50,000台 NTT西日本: 15,000箇所、34,000台